

京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る
被害者義援金配分委員会設置要綱

令和元年9月6日設置

第1 設 置

令和元年7月18日に京都府京都市伏見区で発生した放火事件により、多数の方が生命または身体に危害を受け、甚大な被害をもたらしており、また、被害者やご遺族の支援を目的として、全国から既に多くの義援金が寄せられ、今後も寄せられることが十分に見込まれる状況である。

この状況を踏まえ、被害者やご遺族の支援を目的とする義援金を一元的に受け入れ、被害の程度等に応じた公正かつ適正な配分を行い、被害者やご遺族の支援に万全を期するため、京都府に、本件放火事件に係る被害者義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 構 成

委員会の構成は、別表のとおりとする。

第3 会長と職務

- (1) 委員会に会長を置く。
- (2) 会長は、京都府健康福祉部長をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括するとともに、委員会の議長となる。

第4 所掌事務

委員会は、義援金に関する次の事項について審議する。

- (1) 募集時期に関する事項
- (2) 募集方法に関する事項
- (3) 配分対象に関する事項
- (4) 配分基準に関する事項
- (5) 配分時期に関する事項
- (6) 配分方法に関する事項
- (7) その他募集及び配分に関する必要な事項

第5 委員会の開催

- (1) 会長は、必要的都度委員会を招集する。
- (2) 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

第6 審議結果の公表等

委員会は、義援金の総額及び義援金に関する次の事項の審議結果を公表し、義援金の配分を完了した時点で、報告書を知事に提出するものとする。

- (1) 募集時期
- (2) 募集方法
- (3) 配分対象
- (4) 配分基準
- (5) 配分時期
- (6) 配分方法

第7 事務局

京都府健康福祉部地域福祉推進課が、事務局を運営する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会において協議し定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から適用する。

この要綱は、令和元年10月4日から適用する。

別表（第2関係）

京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る
被害者義援金配分委員会委員名簿

機関・団体等	職名
京都府医師会	副会長
京都市消防局	総務部長
京都弁護士会	弁護士
京都府社会福祉協議会	常務理事
日本赤十字社 京都府支部	事務局長
京都府共同募金会	常務理事・事務局長
京都府	山城広域振興局長 健康福祉部長

※配分方法等の決定に必要な場合は委員を追加等することがある。